

予期せぬ家計が急変したことにより収入の減少でない場合、本給付金の対象とはなりません

【家計急変者】

【有償労働時間短縮の請求が承認された世帯(家計急変世帯分)】と一緒にご提出下さい。

1. 下記にチェック(☑)して下さい。

私の世帯は、予期せず家計が急変したことにより、収入が減少しました。

2. 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入して下さい。

フリガナ 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入(見込)額 (D×12) ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
					給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
キヨセ タロウ 清瀬 太郎	1人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 1月	収入合計額 A+B+C=【D】 120,000円			1,440,000円	1,560,000円
キヨセ ハナコ 清瀬 花子	0人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 1月	収入合計額 A+B+C=【D】 0円			0円	0円

申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載してください。

- 【ア】 扶養する人数(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載してください
- 【イ】 下表から、【ア】の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認してください
- 【ウ】 【イ】で確認した非課税相当収入限度額を⑦欄に記入してください。
- 【エ】 非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入(見込)額(⑥欄)を比較し、⑥欄の方が低ければ支給対象の可能性がります。

※非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入(見込)額(⑥欄)を比較して、⑦欄の方が低い場合にも、所得による申立で支給対象となる場合あり(裏面に記載して申請)

(記入上の注意)

- ①「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ②「令和5年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑して下さい。
- ③「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑して下さい。
- ④「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月以降の任意の年月を記入して下さい。
- ⑤「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月以降の「収入の減少のあった年月」(④)の収入を記入して下さい。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入下さい。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出下さい。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入下さい。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出下さい。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入下さい。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出下さい。

- ⑥「年間収入(見込)額」欄には、【D】欄(収入合計額)を12倍した金額または実際の年間収入額を記入して下さい。
- ⑦「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入して下さい。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

世帯全員それぞれが⑥≤⑦の場合、裏面は不要です。1人でも⑥>⑦の場合、該当者のみ裏面に記入して下さい。

3. 表面で⑥>⑦の方について記入して下さい。

※このページは所得により申請する場合のみ記入してください。

氏名 (フリガナ)	【収入】 年間収入 (見込)額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
		給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
キヨセ タロウ 清瀬 太郎	1,680,000 円		700,000 円		980,000 円	1,010,000 円
2						
3						
4						
5						

表面の⑥欄の年間収入見込額を転記してください。
(※ここでは仮に1,680,000円とする)

各欄に該当する控除額を記入してください。

年間所得見込額を計算してください。
年間所得見込額 = ⑥年間収入(見込)額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

⑪の額 ≤ ⑫の額なら支給対象となります

(記入上の注意)

⑥「年間収入(見込)額」欄には、表面の年間収入(見込)額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入下さい。

- ①Aの給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②Aの給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分 × 40% - 10万円
- ③Aの給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分 × 30% + 8万円
- ④Aの給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分 × 20% + 44万円

⑨「事業収入等の経費」欄

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12カ月相当額をご記入下さい。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出下さい。

⑩「公的年金等控除」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入下さい。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円

⑪「年間所得見込額」欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入下さい。

$$\text{年間所得見込額} = \text{⑥年間収入(見込)額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$

⑫「非課税所得限度額」欄には、表面の①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入して下さい。

※限度額は下の早見表から、表面の①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入して下さい。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

上記で全員が⑪ ≤ ⑫の場合、家計急変世帯に該当します。